

生活保護の受給者である委託者が自身の体験や感想をまとめただけの内容であり、分量も4頁程度であって、対価として6万円という金額は不相当地に高額というほかなく、少なくとも2分の1を超える部分については、社会通念上相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。

・NPO設立手続問題調査等

一般的な問題状況についての記述が相当部分を占めており、本文10頁強の分量であり、対価として1頁当たり5000円を超える部分は相当性を欠くといわざるを得ない。

・名古屋市動物愛護団体調査

動物愛護団体の概要につき6頁程度で紹介したものにとどまり、対価として30万円は不相当地に高額というほかなく、少なくとも2分の1を超える部分については、社会通念上相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。

・名古屋市動物愛護団体活動調査

既に収集済の情報の共通事項を抽出して整理するという作業内容に照らすと、報告書1頁当たり1万円を大きく上回るということはないというべきである。

・愛知県動物愛護団体調査

当初予定されていた30万円の委託料が不相当地に高額であるとは認められない。

もっとも、追加で支払われた15万円については、本件全証拠によても、これを支払うべき合理的な理由は見いだせない。

・環境省動物愛護政策調査

約3分の2は環境省が作成した資料の一部を転記しただけのものであり、調査研究の対価として、15万円は不相当地に高額というほかなく、少なくとも3分の1に相当する5万円を超える部分については、社会通念上相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。

・オーストラリア観光政策調査

既に公表されている1つの資料の一部を転記したものにとどまり、検索が困難な文書とは考え難い。報告書の分量が3頁程度であることも勘案すれば、報告書1頁あたり1万円を上回るとは認められない。

・パース市観光政策調査

原告はパース市の視察調査そのものが議員を退任する直前にされたものであり、議会活動に反映しようがない主張する。しかしながら、議員の任期中は、議員として

の資格や責務に変わりがない以上、時期を問わず同じように調査研究活動に従事できるのは当然であるし、パース市の視察調査について報告書が提出され、視察調査の結果が県政に還元されているのであるから、単に視察調査が退任直前であるということのみで、視察調査の準備が直ちに違法となるとは言えない。

インターネット上の文書の一部を転記したものにとどまり、それほど検索が困難な文書とも認め難い。報告書の分量が4頁程度であることも勘案すれば、報告書1頁あたり1万円を上回るとは認められない。

・パース市視察手配作業

事務に対する対価として15万円は不相当地に高額というほかなく、少なくとも1万円を超える部分については、社会通念上相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。

・パース市英語資料翻訳作業

パース市の視察調査が、本件パース市役所訪問を除いては、ほとんど全面的に補助参加人の議会活動の基礎となる調査研究とは認められず、私的な観光旅行というほかないものであり、前記観光スポットの案内に示された観光スポットの相当数を補助参加人が実際に訪れていることからすれば、その翻訳結果も、主として元県議の私的な観光旅行に利用されたものと認めるのが相当である。

・名古屋市観光政策調査・政令指定都市観光政策調査

パース市の視察調査において、名古屋市等の観光政策につき何らかの説明をしたことは認められない上、質問を行うために、名古屋市や主要な政令指定都市の観光政策について、一般常識に属する内容を超えて、あえて個別の都市につき別途の調査をする必要があったとは認められない。

適法な調査研究時間は10分の1

【任期満了直前の海外視察】

・パース市視察航空券題及び視察調査宿泊代

パース市役所の観光政策担当部局以外で訪問した場所は、現地のいわゆる観光スポットであるところ、各場所の訪問についての報告書は、現地を見聞することで得られた情報やそれに関する感想が記載されているにとどまり、單なる情報の紹介や感想の域を超えて、観光政策上の具体的な提言等をするに当たり現地を実際に訪問することが必要ないし有益であることをうかがわせる記載は見当たらない。

活動時間の割合に基づいて按分をすべきところ、適法な調査研究に充てられた時間は、10日間のうちの1日(1割)を上回ることはないものと認めるのが相当である。

【任期満了直前の紫綬褒章を祝う会の交通費】

・日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会の交通費

意見交換等は、補助参加人の議会活動の基礎に議会活動の基礎となるものということができる。本件使途基準に適合しない物であるということはできない。

半田氏のみ控訴

名古屋市民オンブズマン代表の新海聰弁護士は「非常に常識的な判断に従っているが、個々の支出についてかなり精緻な事実認定にたっているというのが全国的にみても珍しい判決だ。

海外視察についても個別具体的に判断するというのは大きな流れになっていくのではないか」としました。

判決に対し、半田氏のみ控訴しました。名古屋市民オンブズマンは附帯控訴する予定です。今後、任期満了直前の海外視察や、コピペばかりでページ数を稼いだ報告書の是非を再度問うていきます。

判決②任期中は調査研究活動に従事できるのは当然。 しかし海外視察中

名古屋城天守閣木造化は行き詰まり

混迷の原因は、名古屋市が都合の

悪い情報を公開しないから

河村たかし名古屋市長が2022年12月完成をめざして強引に押し進めてきた名古屋城天守閣木造化ですが、2019年5月文化庁文化審議会で現天守閣解体の了承、その後文化庁の現状変更許可を得る方針にしたことで、ますます混迷を深めています。

特別史跡名古屋城跡は、敷地内の建造物・遺跡に釘一本打つにも文化庁の「現状変更許可」が必要です。その前に文化審議会での了承が必要ですが、木造復元の申請のめどが立たないため、名古屋市はまず現天守閣の解体の申請をしようと考えました。

しかし、文化庁が具体的にどのような指摘をしたのか、文化庁とのやりとりの議事録は公開されていません。

竹中工務店「名古屋市が文化庁訪問時の議事録は確認していない」

19/1/17に熱田区役所講堂で開催された名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会で、名古屋市と基本協定を結んでいる竹中工務店は、「名古屋市が木造復元をめぐって文化庁を訪問した際に、名古屋市が作成した議事録は確認していない」と認めました。・配付資料 <http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/190117.pdf>

名古屋市は、これまでの経緯を説明しましたが、どうして2018年10月の文化審議会の許可が出なかったのかについては「有識者の方から天守台石垣の保存に対する対応が不十分だったというふうに言われておりまして、10月の諮問には至らなかった」というような状況でございます。」としか述べませんでした。また今後のスケジュール案も示しませんでした。

竹中工務店は、「史実」をいかに掘り起こしているか、また資料に記載がない部分については、有識者と協議して進めていく、とか説明しました。

名古屋市民オンブズマンの内田隆は、開示された黒塗り資料を会場に見せながら、竹中工務店に「名古屋市と文化庁との議事録は確認したか」質問しました。

竹中工務店は「確認はしておりません」と回答し、会場全体から「えー」という声が上がりました。

竹中「耐震性と史跡の保護を両立させた案は可能と考える」

19/1/23に名古屋市緑文化小劇場で名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会が開催されました。

名古屋市民オンブズマンの内田は、石垣部会が最も問題にしている「木造復元の基礎構造である『はね出し架構』が史跡を破壊すること」について「石垣部会は断じて認めないし、一般論として文化庁も認めないだろうと言っているが、竹中工務店と名古屋市はどう思っているか」と質問しました。

竹中工務店は「石垣の扱い方によってですね、様々な案が考えられると思いますが、耐震性と史跡の保護を両立させた案というのは可能かと考えています」と述べたものの、具体的にどのような案があるのか、それで耐震性が図られるのかは述べませんでした。

名古屋市「石垣の安

定性計算のための、ケーソン下ボーリング出来ていない」

19/1/30に、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議第15回天守閣部会が開催されました。

天守台石垣について議論されましたが、名古屋市は「石垣の安定性計算のためにはケーソン下のボーリングをする必要があると認識しているが、まだ着手出来ない状態」と認めました。

名古屋市 現天守解体関連予算約9.6億円をいきなり計上

河村市長は、19/2/1に文化庁を訪問後、「2019年5月の文化庁文化審議会には、現天守閣解体の申請を行う。解体については復元検討委員会はいらない」と述べ、19/2/4記者会見でもそう述べました。

19/2/12に平成31年度当初予算の概要を公開しましたが、その中で、いきなり名古屋城天守閣解体関連予算9億6100万円を計上しました。これまで市民に公開されてきた「予算要求内容の公開」「予算要求に対する財政局査定内容の公開」には一言も触れられていませんでした。

「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」では予算要求を事前に市民に公開し、意見を募集することにしていますが、このようなことが繰り返されたら条例の趣旨に明らかに反します。

名古屋市 文化庁訪問時の復命書等 情報公開訴訟提訴

名古屋市民オンブズマンは、19/2/21に名古屋市を相手取り、名古屋城をめぐり文化庁訪問時の復命書等の情報非公開取消と開示の義務づけを求める訴訟を名古屋地裁に提訴しました。

18/6/13、7/20、7/26、8/3、9/10、9/25に名古屋市職員が文化庁を訪問した際の復命書等を対象にしました。19/2/1分については、19/2/15に不存在決定が出たので対象から外しました。

名古屋市は、文化庁訪問後に市長が記者会見を行い、その際の「市長ぶら下がりメモ」は公開するにも関わらず、実際の復命書の中身は「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」としてほぼ公開していません。また、処分2では「黒塗り部分を非公開にする」としており、意思表示が完結しておらず、無効の可能性すらあります。

市長直筆のメモは、当初は黒塗りでしたが、名古屋市民オンブズマンが審査請求したところ、「すでに市長が公の場において発言した内容だ」として公開されました。

非公開の理由①現場と市長の意思疎通が図られず ②市長 情報公開に关心がない

名古屋市民オンブズマン代表の新海聰弁護士は「市長が『文化庁はこう言った』とする情報だけでは情報がコントロールされており、市民の間の議論の前提が欠ける。市民的議論の発生を危惧したのであれば、行政に不都合な情報を隠ぺいして市民を籠絡しようとする企てでしかない。

今回非公開にしたのは原因が2つあると考える。

1つ目は、河村市長と現場が意思疎通が図られておらず、市長がこの問題にナーバスになっていて、情報をコントロールしたいということを現場が忖度しているようだ。市長がしゃべっていないことは黒塗りにするように働く。

2つ目は河村市長は情報公開に关心が無いこと。『意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ』などないことを裁判で明らかにしていきたい」としました。

石垣部会「穴蔵調査のため天守閣を取る必要は無い」

河村市長は19/2/4定例記者会見で「上の天守閣がなくなれば、(地下にある)『穴蔵石垣』の調査がしやすくなるに決まっている」と言っています。

しかし、19/2/26に開催された名古屋市議会経済水道委員会で、名古屋市は「文石協に所属する個人とコンサルタント契約をした。穴蔵調査のために上物天守閣を取ってはどうかとご提案いただいたが、石垣部会員からは、穴蔵調査のために、そこまでは必要ないんじゃないかと意見を頂いた。コンサルタントからは耐震性についての意見はいただいておりません」と述べました。

文化庁「名古屋市は耐震補強では十分でない理由を明らかにせよ」

名古屋市は、19/2/26に「現天守閣解体にかかる現状変更許可申請に関する留意事項について」を発表しました。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/190226-1.pdf>

現状変更許可申請提出にあたっての留意事項

1 現天守を解体する理由(現天守解体の必要性・妥当性)

*耐震診断結果の詳細な説明、耐震補強では十分でない理由、現天守に係る沿革と内容に関する情報の整理、現天守の記

憶保存等に関する措置

2 現天守解体の具体的な工事内容(工事用仮設の具体的な内容を含む。)

具体的な工法・工程等

3 2に関連して、現天守の解体・除去工事が文化財である石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られること

*石垣部会の意見を付すこと

4 石垣等保全の具体的方針

*石垣部会の意見を付すこと

5 石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等(石垣調査計画)

*石垣部会の意見を付すこと

大阪城も熊本城も耐震改修をしています。

また、石垣に関する3点については石垣部会の意見を付すこととしています。

文石協成果物非公開

名古屋市民オンブズマンは、名古屋城石垣調査に関して、名古屋市が文石協(文化財石垣保存技術協議会)会員に石垣の保存技術等に関する意見伺いをした際の成果物等を情報公開請求したところ、内容は全て非公開でした。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/190304-4.pdf>

今回成果物にもかかわらず、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ため非公開としています。

市長「5月に文化庁解体許可出なかった場合の話しをするのは文化庁に失礼で無責任」

19/3/6名古屋市議会本会議で、浅井正仁議員(自民)から現名古屋城天守閣解体について「5月に文化庁から解体許可が出なかった場合全責任を取るのか」と聞かれた河村市長は「全力でやっている。出来なかつたときの発言は無責任。文化庁に失礼だ」と独自の論理を展開しました。

浅井市議は、名古屋市が作成した名古屋城復元の工程表が2

つあることに疑問を呈しました。しかも、広沢副市長は「竹中工務店は『現状変更許可が見通せないため、工程は出せない』と言わわれております」と答弁しました。

コンサル「復元と解体を分割申請する提案はしていない」

さらに、浅井市議は「観光文化交流局の職員は『コンサルタントからクレームを頂いた』と言っています。文石協所属のコンサル会社勤務のご両名は、復元と解体を分割申請する提案はしていない。名古屋市がアイディアを出し同意を求めたが同意していない」と述べました。

元々2018年10月文化審議会で解体の許可を得る予定でした。現在2019年5月文化審議会で解体の許可を得るよう変更していますが、その場合でも工事が7か月遅れることになります。元々31ヶ月の工程を24ヶ月で実施しなければならないことになります。

坂野公壽議長(自民)も「責任の問題で答弁して下さい」と何度も言いましたが、まったく答えませんでした。

市議「解体予算は5月文化庁変更許可が出た後でもスケジュールに遅れ出ない」

19/3/7に開催された名古屋市議会経済水道委員会で、日比美咲市議(民主・名東区)は「5月の現状変更許可の見通しが立った時点で予算を計上してもよかつたのではないか。6月の定例会までの間に臨時的に議会を開いて、予算審議をすれば現在当局が考へてるスケジュールにも遅れは出ないと思う」と述べました。

名古屋市は「今耐震性が低くて危険な状態である天守につきましては、速やかな解体を図っていかなければいけない」と述べるにとどめ

ました。しかも「石垣部会は、現時点で私どもの計画が認められるという状況ではございません」と認めました。

名古屋市「仮設構台を作る際の石垣への影響 石垣部会から意見を頂いていない。どんな意見でもそのまま文化庁に提出する」

名古屋市は、2019年2月議会に、天守閣解体に先立ち、仮設構台ならびに外堀に桟橋を架ける予算を提出しています

19/3/11に開催された名古屋市議会経済水道委員会で、名古屋市は「それら工事の石垣への影響は小さい」と述べています。

小林祥子市議(公明・名東区)は、石垣部会の意見はどうかと聞いたところ、名古屋市は「土木工学の専門家に意見を聞いている。石垣部会からは現段階で意見をいただいている」としました。

19/3/13経済水道委員会で、名古屋市は「最終的にはどのような意見をいただいたといたしましてもそのままそれを付して提出するということを考えております」と述べました。

しかし、中川貴元市議(自民・名東区)は「我々としてはこういう委員会でどれだけ議論をしても最終的には皆さんの話を信じて議決をするしかない」と述べました。

市議会委員会 解体予算を要望をして可決 本会議では自民3人退席

19/3/14 名古屋市議会経済水道委員会で、名古屋城関係の予算について採決がありました。自民・民主・減税は要望を付けて賛成、公明は賛成、共産は反対で、予算は可決されました。

議決の後、名古屋城に関して請願・陳情がなされました。いずれも認められませんでした。

19/3/15に開催された名古屋市議会本会議で、名古屋城現天守閣の解体準備予算9億6100万円等を可決しました。報道によれば、自民党の3名が議決時に退席したとのこと。

19/2/1河村市長文化庁訪問時「現天守閣解体が認められないのなら、危ないので竹中の調査を止める」

名古屋市は、19/2/1に名古屋城木造天守閣復元の件で河村市長をはじめとする名古屋市職員が文化庁を訪問した際の復命書を19/3/20に公開しました。<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/190320.pdf>

その中で、河村市長は「木材の保管料が毎年1億円ずつかかる。すでに半分以上伐採した。予算も通している。認められないのなら、危ないので竹中の調査を止める。」と発言していたことが判明しました。

河村市長の発言の趣旨がよく分かりませんが、「現天守閣解体を文化庁が認めない場合、現天守閣の下で石垣調査をしている竹中工務店の職員が、地震等発生時に危険なため、名古屋市と竹中工務店が契約している石垣調査を止める」ということなのでしょうか。復命書を読むと、河村市長が一方的に自分の都合だけを述べていることがわかります。公開されている部分は、過去に公の場で発言していることですが、いまだに非公開となっている部分で何を言っているのかが非常に気になります。

今回の請求は、以前19/2/4に情報公開請求していますが、19/2/15づけで不存在決定が出ています。にもかかわらず、今回開示された復命書の作成日付は、19/2/4, 19/2/5, 19/2/6と、不存在決定の出る前に作成されています。河村市長は情報公開をまったくないがしろにしています。このように情報を公開しないから、今日の迷走を生んでいると思います。

名古屋城調査研究センター所長に服部英雄氏

名古屋市は、19/4/1に新設する名古屋城調査研究センターの所長に、くまもと文学・歴史館長の服部英雄氏を委嘱すると発表しました。名古屋城に係る調査研究に対し、学術的・専門的な見地から指導・助言を行うと言います。

なお、19/1/25京都新聞で、服部氏は「愚かな戦争が破壊した文化財を、史実に基づき復元する。世界の趨勢はそれを高く評価する。」と述べています。

石垣部会「文化庁への解体計画は前提を欠いており、石垣部会としては認められない」

19/3/25に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣部会(第30回)が開催されました。

名古屋城現天守の解体に伴う石垣への影響について意見を聞かれた石垣部会は「文化財の現状変更をする際に当然行うべき調査・検討ならびに保全方法が十分行われておらず、検討もされていないことが明らかになったので、石垣部会としては認められない」としました。

文化庁からは3点(1.現天守の解体・除去工事が文化財である

石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られること。2.石垣等保全の具体的方針

3.石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等(石垣調査計画))について、石垣部会の意見を付すことが求められていました。

しかし1番目は「仮設桟橋を架ける外堀、仮設構台を作る内堀、その対岸、御深井丸、さらに本丸石垣調査について、立面調査・図面が必要。それらの現状変更許可を取るには1年はかかる。この計画は上記調査を行っておらず、前提を欠いているため、石垣部会としては認められない」としました。

2番目は「竹中工務店が提案したという、木造天守を支える『跳ねだし加工』という、いったん石垣を外して工事を行うというものは、文化庁の方針に明確に抵触する。」3番目については時間切れでした。

最後に、赤羽構成員が「去年も今年も担当者が1人ずつ退職された。担当者に負荷がかかっているからだ。5名の埋蔵文化財担当者で調査ができるか。担当者が死にますよ。文化庁が認めるはずがない」としました。

西野輝一・名古屋城総合事務所所長は終了後の記者会見で「石垣部会から十分ご意見を頂いた。一部委員から『机上の空論』と言われたが、その旨文化庁に伝える」としました。

天守閣部会「また文化庁がストップしたら石垣部会を解体するくらいの覚悟が必要」

19/3/26に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会が開催されました。

現天守閣解体に際し、石垣保全について天守閣部会に諮る予定はなかったと名古屋市が話したこと、「工学的なことについて石垣部会に任せられるのか」と天守閣部会は反発しました。

また、古坂秀三・立命館大学客員教授は「石垣部会で技術的なことができないのなら、こちらに任

せる覚悟が必要。名古屋市民が喜ぶなら早く進めないと。4月に文化庁に出されるが、また文化庁ストップするなら、石垣部会を解体してやり直すくらいの覚悟が必要だ」と発言しました。

天守閣部会終了後、名古屋市職員が天守閣部会委員に、昨日の石垣部会に関する新聞記事を配布し、それを委員が熱心に読んでいたのが非常に象徴的だと感じました。状況を知らなかつたのは、天守閣部会委員だけだったといつても過言ではありません。天守閣部会では、石垣部会がどのような意見を言ったのか、報告はありませんでした。

何を問題にしているのかすら情報共有化せず、「いたずらに時間を浪費する石垣部会けしからん」と天守閣部会委員が思っているのであれば、情報共有しなかつた名古屋城総合事務所に問題があります。

文化庁担当者「石垣は歴史的・工学的に検討を」

19/3/29に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第28回)が開催されました。

石垣部会の構成員で、全体整備検討会議の構成員でもある赤羽一郎委員が欠席しましたが、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会石垣部会のまとめ(草案)」が提出され、瀬口座長の提案で委員をはじめ傍聴者にも配られました。<http://www.nagoya.om/budsman.jp/castle/190329-0.pdf>

文化庁の主任文化財調査官は瀬口座長の発言を引き、「名古屋城天守台石垣は歴史的・工学的に検討を求める」としたこと。

河村市長「2022年12月までに復元出来なければ関係者全員切腹」

河村たかし名古屋市長は19/4/1の定例記者会見で、名古屋城天守閣木造復元について「(2022年12月の期限に)間に合わなければ、関係者全員切腹」を明言しました。

石垣部会が19/3/29に提出した文書を河村市長はきちんと読んでいないようで、新聞に書かれたコメントを元に「石垣部会は誤解がある」と言うのみ。河村市長は木造復元が2022年12月までにできなければ「みんなまあ切腹と。そのかわり私一人ではしません。関係者全員切腹です。これができなかつたら。」としました。

しかし、記者から「職をかけるということか」と聞かれても、市長は「そういうことはあんまりね、選挙で市長なんか、あまり簡単にいうもんじゃないですよ。これができるんだったらやめるとかね、そういうこと言うもんではないもんで、ちょっと違う表現をしたと」「そんな誰かが辞めて済むというような話じゃないでしょ。これ。ものを作るんですから普通のなんか財務省がインチキの報告を書いたとかああいいうのは誰かが責任を取りやいいんで。これ違いますので」と逃げをうちました。

2022年12月までに復元できなければどうなる？

河村市長は、2022年12月までに出来ない時の問題点を以下述べています。

- ・1年以上も天守閣を入場禁止にしている。普通は収入は減る
- ・木材 1年待つと保管料に1億円かかる すでに6-7割は切った。

- ・寄付金をすでに3億2000万円集めている

河村市長は「私も70歳ですけど嘘を言ったことありません。」と述べました。

19/4/2朝日新聞によれば、「ある市幹部は『切腹の練習をしておくので、まずは市長が見本を示してほしい』と皮肉を交えて反発した」とあります。

「全責任は私が取る」 市長の責任は？

河村市長は、石垣修復より先に木造天守閣復元を先に行うよう、当時の市民経済局長に15/8/24に「指示書」を出しています。

- ・15/8/24 河村市長 指示書
「石垣修復を後回しにして、木造天守閣復元を先に行え。全責任は私が取る」

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/shijisho.pdf>

にもかかわらず、「関係者全員切腹」を言い渡しています。

「技術提案・交渉方式」には、「目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難であるとか、そういう的確な施工業者の設計に対する、あるいはそういった部分の的確な判断だとか指示を行う能力が必要になる」というデメリットがあると、名古屋市が認めています。

(平成28年3月17日 経済水道委員会 下山浩司名古屋城総合事務所長)

河村市長は「技術提案・交渉方式の時からやりかけたの僕しかいないんですよ。私が間違ったといふことになるじゃないですか。」と述べましたが、その通りです。

そもそも、石垣修復を後回しにして木造復元を技術提案・交渉方式でやると決めたこと自体が誤りだったのです。

すでに46億円超契約済み

2019年5月には文化庁が現天守閣解体の現状変更許可を出すかどうかが判明します。

切腹を実際にするかどうかの前に、すでに名古屋市が竹中工務店と契約した46億677万6000円をどうするのかを市長が決める必要があります。

- ・基本設計 8億4693万6000円(支払い済み)
 - ・実施設計 15億6384万円
 - ・木材製材契約 94億5540万円(うち21億9600万円はH30年度)
- ※木材の保管費用だけでも年間

約1億円。

市職員に対する暴言、自身の責任は取らない、計画の根本が誤っていた市長に対し、市民はなにができるのか。

市議選では各党争点化せず 市議会・市民による本格的追及は5月以降

一つは市議会議員選挙での投票ですが、19/4/7投開票の名古屋市議選では、多くの党は「市民の間で意見が割れており、票にならない」として争点化しませんでした。

新市議会議員が招集され、文化庁文化審議会の現天守閣解体に関する了承の結論が出る5月以降、市議・市民による本格的な追及が始まります。

障害者団体などでつくる「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」のメンバーが、名古屋城の木造新天守にエレベーターを設置しないとする名古屋市の方針は人権侵害にあたるとして、19/1/7、日本弁護士連合会に方針の撤回を求めて人権救済を申し立てました。

<https://www.facebook.com/nagoya.jitsugensurukai/>

4月22日(月)午後2時から、名古屋市民オンブズマンが原告の、名古屋市文化庁訪問時の面談記録等の情報公開訴訟が名古屋地裁1102号法廷で行われます。

情報公開訴訟をするのに印紙代が29,000円、切手代が6,740円かかっています。仮に勝訴しても、名古屋市民オンブズマンには1円も入ってきません。ぜひともカンパのご協力をお願いいたします。

5月16日(木)午後2時から、「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」による、基本設計等8億4693万3000円の返還等を求める住民訴訟の弁論が名古屋地裁1102号法廷で行われます。

ぜひ傍聴をお願いします。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会石垣部会のまとめ（試案）

3月25日に開催された石垣部会において名古屋城現天守解体に関する施工工法について検討を重ね、以下の結論に至った。

- 1、名古屋城現天守解体に関する機材等搬入路、機材等設置場所、作業ヤードが予定されている場所は、外堀、外堀石垣、御深井丸、御深井丸側内堀石垣、内堀底面、及び天守台石垣等、特別史跡名古屋城跡にとってかけがいのない場所である。そのような場所に予定されている場所の埋蔵文化財調査による地下遺構の正確な把握、石垣の現状把握が行われていない。地下遺構や石垣の現状把握がなされていない工事計画において、石垣等への影響が軽微であるとの結論が導きだされるとすれば承服しがたい。
- 2、石垣部会ではこれまで天守台石垣の安定性確認のための内堀底面の追加発掘調査、御深井丸側内堀石垣の現況調査を求めてきたが、未だに実施されていない。特別史跡名古屋城跡のもつ本質的価値である石垣の将来にわたる保全に不可欠な調査を実施してきていなければ、文化財行政の観点から看過できない。
- 3、特別史跡名古屋城跡における埋蔵文化財調査は、本丸搦手馬出石垣修復が現在実施中であり、名勝二之丸庭園の整備、二之丸郭内の状況把握のための愛知県体育館周辺の試掘調査が予定されている。これらに、名古屋城現天守解体に予定されている場所での発掘調査、石垣調査が加われば、それらに欠くことができない埋蔵文化財専門職員の人数は、新設が予定されている調査研究センターの陣容でも絶対的に不足し、埋蔵文化財専門職員の負担を更に強いることは明らかである。

以上のことから、特別史跡名古屋城跡の文化財としてのかけがいのない価値をまもり、かつ後世に伝えていくべき管理団体である名古屋市が、名古屋城現天守解体に関する工事計画を作成し推し進めることは容認できない。

2/1 文化庁 10:30-11:10

文化庁 村田次長、大野文化財第二課長、山下主任調査官、菊地課長補佐
名古屋市 河村市長、廣澤副市長、田中特別秘書、西野名古屋城総合事務所長、片岡文化財
保護室長

(市長)

- ・昨日見つかった昭和 23 年の中日新聞の記事。アンケートの回答で木造復元が一番多い。
当時からの民意だったということ。民意でコンクリート造になったと言っていたが嘘
だった。

木材の保管料が毎年 1 億ずつかかる。すでに半分以上伐採した。予算も通している。認められないのなら、危ないので竹中の調査を止める。

- ・本当は復元まで認めてもらいたいところだが、文化庁の立場もあると思うので、解体だけは認めてほしいとした。現天守を解体すれば石垣の調査もより詳細にできる。十分にやらさせてもらう。
- ・穴太衆はこれだけ調査をやっているところは他にないと言っていた。名古屋は金があるのであれもやれ、これもやれという話になっているが、どこかで申請を出して、これで審議してくださいと言うものだと言われた。文石協のアドバイザーと話をして、まず解体という結論になった。
- ・4~5 年前から技術提案交渉方式がいいとなって進めてきた。

27 年に文化庁から、市がまずは方針を決めることだと指摘を受け、それでやってきた。
2 万人アンケートをやり、2020 年までに木造復元が 20%、それ以降でも木造復元が 40%。議会でも可決された。根底にあるのは民意。

- ・5 月に向けて現変の申請をする。

(市長)

現変は解体

を別にしてもらいたい。

(文化庁)

- ・解体時の石垣への影響が懸念される。

引き延ばしたりはしない。適切なものが揃えば
しっかりと審議する。

(市長)

- ・当初の計画どおり、進めたい。

今日の内容をまとめると、市からは解体の許可をいただけようお願いした。

文化庁からは解体に際して石垣に与えるダメージが心配なので資料を出してほしい、それをもって検討すると。

(文化庁)

文化審議会にかけるには資料が揃っていないと。現天守閣の解体に際して石垣に与える影響についてのもの。

(市長)

- ・このまま放置するわけにはいかない。

2021年中核市移行大丈夫か一宮市

市監査委員指摘を長年放置

県監査委員意見には、一宮市も対応

2019年1月17日発行のタイアップニュース第197号でお知らせいたしましたが、民生委員実費弁償費に対する平成30年7月10日付住民監査請求に対し、平成30年9月3日付き愛知県監査委員通知を担当の県健康福祉部長は重く受け止め「①資金前渡員が法定の民生委員児童委員協議会を通じて民生委員児童委員に弁償費を交付②民生委員児童委員協議会会长が、弁償費から会費等を控除して残額を民生委員・児童委員に交付（領収書の交付額は満額を記載）③活動費用弁償費領収書の交付について、実際の民生委員・児童委員への交付日と相違する日にちを記載」していたことは問題として、平成30年4月～9月分の実費弁償費支払分から改善するよう指示が出され、愛知県7福祉相談センター管内の50市町村すべてにおいて1か月から4か月以内で改善が行われました。問題発覚元の一宮市においても、平成30年12月4日から12月13日の間に、市職員から各民生委員に実費弁償費が全額現金で支払われました。

市監査委員意見はほったらかしにする一宮市

しかし、一宮市においては本件とは別件ですが2年以上前の平成28年10月24日、一宮市監査委員から社協の回収不能金約18百万円を議会に説明することなく、補助金で平成25年度から平成35年度に分割して補填してい

た問題に対し、監査委員から5点の意見（一宮1参照）が付けられましたが2年以上経過した今も、ほとんどすべてほったらかしの状態です。

この問題は平成26年度の補助金等交付団体の監査でも見つかり、一宮市監査委員は結果報告で（平成27年10月28日付一宮監公表第3号）、留意事項として「一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条等で補助対象経費が定められているが、その対象が一部不明瞭となっているので、現状に合わせて内容を整理し、的確な助成行政を行わせたい」と記載しました。しかし現場は無視し留意事項を実行することなく、計画通り27年度当初予算・補正予算、28年度当初予算まで社協に対する回収不能金補填の為の支払いを続け、28年度補正予算でも、昭和61年～平成5年貸付分までの補填額1,073,000円支払計画を立てていましたが、支払いを取りやめ28年度当初予算で支払い分も28年度補正予算時に取り消しました。

市監査委員「特別対応するも効果なし」

上記状況下での一宮市に対する住民監査請求であったため、一宮市監査委員は今回の問題で担当者に来てもらい「通常ですとの監査請求で意見を付しても、改善の報告を求めるることは制度的にはありません。しかし今陳述人さんもおっしゃったとおり、1年もたたない前に監査させていただいております。そうした中での改善、それから今回の意見。やはり、少しきちつとした対処をして頂くことをお願いするために今後機会を設けて、進捗状況を確認させていただきますと伝えた。」と平成28年1

月26日別件の住民監査請求陳述の場で佐藤一宮市代表監査委員から説明を受けました。しかし、2年以上経過した平成30年度12月末における、5点の意見に対する公文書の報告は何もなしで、ほったらかしにされています。（一宮2-1参照）

市長は「毎月の幹部会議での指示・伝達不実行」容認

市長は、平成28年4月1日幹部会議で「市役所は市民の皆様のお問い合わせに、そして、判断・実施したことについて明確に説明する責任が在ります。」と伝達しています。それを果たすためには、「会議他の記録」や「資料」の作成が必要なことを「指示しています。」とのことですが、ほとんど効果は上がっていません（一宮2-2）

しかし、29年1月5日付市民ポスト（受付番号P-554）での社協回収不能金を市が補助金で小口に分けて支払うことに対する質問の回答で、市長は「市と社会福祉協議会の組織としての意思決定に基づき、当初予算の査定において部長及び財政担当に口頭説明され、その記録は、文章として残っていません。従って明確に回答することはできません。」と回答し、調査を命令することもなく、「一宮市としての最終回答としています。」（一宮3参照）

尚、その後市民ポスト受付窓口の責任者である一宮市企画部次長服部宙史は「予算に係る説明責任」及び「損失確定額11,267千円を平成25年～31年の分割払いにした経緯」につきましてどこに説明が記載されているか、との質問にお答えしますとして、「部長及び財政担当に口頭説明され、文書として残っておりません。」「決済等の文書がありませんので、明

確にお答えすることはできません。」(一宮4参照)この回答が市長お考えの市民に対する明確な回答どころか、回答をしたこととは思えません。

副市長は議会軽視の回答

副市長は平成28年12月12日福祉健康委員会で、昭和53年度～平成12年度まで貸付分の回収不能額が11,267,541円あるのに平成25年度～平成31年度の7年間の分割払いにし、しかも当初予算と補正に分割払いとし、分割した839千円を僅かと切り捨て、しかも、議員が質問すれば、資料を手元に持って態勢を整えていたと開き直っています。(一宮5参照)その後の市民ポストの質問に。市長は、前項の回答である。正確にも不正確にも回答できないのは何故なのか、準備していたものがその後の質問で何故答えられないのか。

又、副市長は、平成28年12月5日本会議において「既に市と社会福祉協議会とでこの事務処理の適正なあり方について検討して

おりますとの」発言(一宮6-1参照)でしたが2年以上経過しているのに平成30年12月末現在会議の記録は1回もないとのことです。(一宮6-2参照)

最高幹部2人がこの状態では一宮市にはガバナンスが望める状態ではありません。従って良識のない役職者はやりたい放題で、他部門の意見等は取り付けない環境と思われます。

市民ポストで要求しようが、監査事務局にお願いしようが、会計課にお願いしようが、一宮社協は「生活資金制度事務取扱要領(6.)・(8.)」、「福祉金庫資金融資貸付要綱第3条」の報告資料が、平成14年度以降を提出されておりません。しかし平成29年度も150百万円の補助金・事務所等を格安で貸与する等の援助は予定通り行われています。(一宮7参照)

県監査委員意見はなぜ取り入れられたか

今回は県健康福祉部長からの具体的指示及び期限を切っての実行指示であり、もともと市はルール違反であり、上部団体に逆らうこともできず、県の要望通り実行したと思われます。

一宮市監査委員意見はなぜ取り入れられないのか

- ①「一宮市監査委員には権限がない」と弱腰の姿勢であること
②今回の問題に対して、部長以上の幹部が「住民監査請求が棄却され、監査委員が市の言い分を認めた」と認識し、県健康福祉部長と違って問題意識が薄く改善しようとする意気込みがないこと。そのために、重要な仕事と言いながら、要綱も未だに、整備されず、平成26度以降生活困窮者への貸付は行われておりません。
③人事面等で癒着関係にある、市社協に関係している問題であること等が考えられます。

(一宮T.O)

項目	一宮市・愛知県監査委員の指摘等	結果
市社協に1800万円補填	1.必要な原資を除き社協貸付金を返還させる 2.社協が不納欠損とした妥当性の判断を市でも把握 3.疑義の生じる余地のない要綱・内規の作成 4.社協決算書類等が正しく作成されるよう社協を指導 5.特殊な事案に対し説明責任を果たしていない	1.28年度800万円返還済・26年度以降生活困窮者への貸付無、社協貸付0だが、30年12月末現在貸付残高1300万円 2.～4. 未実施
社協への補助金 平成29年度 139,586千円 44千円 6,618千円 3,321千円 400千円 合計149,968千円	1.社会福祉法人運営費補助金 2.地域福祉活動事業補助金 3.ボランティアセンター運営事業補助金 4.福祉サービス利用援助事業補助金 5.災害時要援護者支援事業補助金	借入金元金償還費補助金、平成25年度2,033千円、26年度3,168千円、27年度2,722千円が28年度以降なくなった以外は従来通り (住民監査請求で償還補助金は28年度以降保留のまま放置)
県実費弁償費	1.民生委員児童委員に直接市が支払う 2.民生委員児童委員に全額支払う 3.領収書の受領月日は実際の受領日を記載	平成30年度上期(30年4月～9月)分の支払分からすべて改善された

一宮市職員措置請求について（通知）

平成28年10月24日

6 意見

請求人の請求とは別に、本請求に基づく監査を実施した結果、次のような点がみられたので、以下に意見を述べる。

(1) 貸付金及び補助金の在り方について（要点抜粋）

今後本事業を行うために必要な原資を除き、社協に貸付金を返還させることが望ましい。このことを踏まえて、適正な状態となるよう市と社協とで協議を行われたい。

(2) 社協における不納欠損処理について

社協が徴収不能となった未償還金を不納欠損とするにあたり、市はその貸付金に関する回収の経緯や徴収不能とした判断の妥当性を確認していかなかった。不納欠損分について市の負担とする以上、社協の判断の妥当性を市でも把握し、判断する必要がある。また、昭和50年代からの古い債権についても、今後処理するとすれば、その処理段階での説明責任は市にあることを認識する必要がある。社協からの詳細な説明を求め、補助金の交付にあたり、適切な判断がされたことがわかるよう決裁で明らかにされたい。

(3) 要綱及び内規について（要点抜粋）

補助金の原資が市民からの貴重な税金であることを踏まえ、明確な補助金額の算定ができるよう、またその説明責任を果たすことができるよう、疑義の生じる余地のない要綱及び内規となるよう整備をされたい。

(4) 社協の決算書類について（要点抜粋）

さらに、平成27年度の補助金の受入を寄附金として処理していることも適切ではないと思料する。

社協の決算書類は補助金に関わることであるので、正しく作成されるよう社協を指導されたい。

(5) 予算に係る説明責任について

請求人の陳述にあるとおり、補助金の予算を計上するにあたり、当初予算で計上できるにもかかわらず、補助金の対象とする直近の不良債権に対するものと過去の古い不良債権に対するものを、当初予算と補正予算に分割し、なおかつ不納欠損相当額に対し補助金を交付するという特殊な事案にもかかわらず、関係予算を審議する福祉健康委員会での説明もなかつたことは、必要十分な説明が果たされていないと言わざるを得ない。前述のとおり、補助金の原資は市民からの貴重な税金であり、その支出にあたっては、相応の説明責任を果たす必要がある。予算の計上にあたっては、必要な説明責任を果たし、透明性の確保に努められたい。

行政文書非公開決定通知書

30一宮監査発第18号
平成31年1月16日

様

一宮市監査委員



平成31年1月4日付で公開の請求がありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	平成28年10月24日付「28一宮監査発第25号」一宮市職員措置請求について(通知)記載の6意見に対する進捗状況の確認回数・内容等が解る資料有るものすべて
請求書受理年月日	平成31年 1月 4日
公開しないこととした理由	<p>■公開請求に係る行政文書を保有していないため。</p> <p><input type="checkbox"/>一宮市情報公開条例第7条第1項第 号に該当するため。</p> <p><input type="checkbox"/>一宮市情報公開条例第9条に該当し、存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するため。</p>

4月1日（金曜日）

一宮 2-2

ページID 1013742 更新日 平成28年4月4日

幹部会議の報告（概要）

市長からの伝達・指示

市役所は市民の皆様のお問い合わせに、そして、判断・実施したことについて、明確に説明する責任があります。それを果たすためには、必要な情報が正確に記録され、迅速に報告される仕組みやシステムをつくることが大切です。今回は、「会議他の記録」や「資料」の作成等について指示をしました。

議題

28 一宮福祉発第 1791 号

平成 29 年 1 月 5 日

様

様

一宮市長 中野正康

(公印省略)

日ごろは市行政にご協力をいただき、また、市民ポストでのご意見ありがとうございました。

ご質問の件につきましては、下記のとおりです。

記

1. については、P-513 及び P-535 にて 様へご回答しましたとおり、市（福祉課）と社会福祉協議会の組織としての意思決定に基づき、当初予算の査定において部長及び財政担当に口頭説明され、その記録は、文書として残っていません。

従って、ご質問に明確にお答えをすることはできません。

なお、本来、市民ポスト等の制度は、市民の皆様から貴重なご意見をいただくものですが、同様の内容について、繰り返し回答を求められると、市の本来の業務に遅滞を生じさせかねません。

あなた様には、市民ポスト P513 及び P535 においても回答いたしておりま すし、幾度にもわたり相対での対応も重ねてきたところですので、本件に係るご意見につきましては、これをもちまして、一宮市としての最終の回答とさせていただきます。

29一宮広報発第447号
平成29年10月11日

一宮市企画部次長
服部 宙史

日頃は市行政にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成28年度市民ポストP513・P535の項番1 社会福祉協議会の不納欠損処理等について「予算に係る説明責任」および「損失確定額11,267千円を平成25年～31年の7年間の分割払いにした経緯」につきまして、どこに説明が記載されているか、とのご質問にお答えいたします。

P513では「協議については、市(福祉課)と社会福祉協議会の組織としての意思決定に基づくものと考えております。本来、決裁等により残すべき案件ですが、当初予算の査定において部長及び財政担当に口頭説明され、文書としては残っていません。」

P535につきましても「P-513でご回答したとおり決裁等の文書がありませんので、明確にお答えをすることはできません。」

との内容で説明させていただいています。

なお、今回は記載箇所についてのご質問でしたので、回答させていただきましたが、今後も同内容のご質問への対応につきましては、平成28年度市民ポストP554の回答でお伝えしたとおりとなりますので、ご承知おきください。

<お問い合わせ先>

企画部広報課

担当：専任課長 平林 敏悟

電話 28-8951(直通)

市民ポスト等 受付日	平成29年9月25日
受付番号	P-391

開催日時 平成 28 年 12 月 12 日 午前 9 時 27 分開会 午後 2 時 21 分閉会

◎副市長（福井斉君） 本件につきまして、監査委員の監査結果は、請求人の請求に係る担当した専任課長の行為を違法または不当な交付金の支出に当たらないと結論づけており、その点では市の説明が受け入れられたと思っております。しかしながら、結論の後ろに付記された意見で、5 項目にわたって今後のためには是正したほうがよい点を御指摘いただいており、それについては今、福祉部長が説明したとおり是正についての方向性を御説明したところあります。

一方、先日の一般質問の中で服部議員から責任の所在についての説明も求められ、委員会で説明するとお答えをしておりますので、その部分については私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。すなわち今回の一連の事務処理は、市と社協の連携のまささから生じておりました未償還金の問題に市が遅まきながら気がつき、より大きな額に膨れ上がる前に整理しようという積極的な是正措置を講ずるのが目的であって、動機においてやましいことは一切ございません。また、一円たりとも新たな損害を発生させてはおりません。

そうしたこと、今回議会への説明がなかった点はどうかということでございます。しかしながら、これも平成 25 年度の当初予算の市から社協への補助金の総額は 1 億 8,000 万 8,000 円であり、その中に額にしてわずか 83 万 9,000 円、率にしますと 0.47% 含まれておるだけございます。社協に限らず社会福祉事業団など恒常に毎年のように補助金や指定管理料を交付している相手であっても、毎年何がしかの特殊事情が生じ、補助金などの額が相当程度上下するものであります。例えば社協への補助金は、平成 27 年度の当初予算では 1 億 7,300 万円余、平成 28 年度は 1 億 8,100 万円余ということで、727 万 5,000 円の増額となっております。こうしたことについても逐一は御説明してきておりません。そういうことを説明しておると委員会の審議に大変時間を要するということで、お尋ねがあればお答えするということで、資料を手元に持って態勢を整えておるということでございます。今回の 83 万 9,000 円もそうしたぶれの範囲であります、私どもとしては大きな変動という認識はございませんでした。

もう 1 点、先ほども申し上げましたが、過去の処理を不適切な会計処理といいますか、整理されていなかった部分を今回きちんとしようという、前向きの行為で取り組んだものでありますし、不正を闇から闇へ葬ろうなどという考えはつゆほども持っております。こういった状況を総合的に判断して、これまで私どものほうからは説明をしてこなかったということでございます。監査委員の結論の後の意見のところにも、説明責任を果たすとか、そういう言葉が 3 回ほど出てまいります。しかし、私どもはこの説明責任の果たし方も、もちろん事前に、ああ、これは説明しておいたほうがいいなということで説明することも説明責任でありますし、聞かれたらきちんとお答えできるようにしておく、襟を正しておくというのも説明責任の果たし方の一つだと思います。今回は、監査委員の調査についてもきちんと説明ができるおり、私どもの主張が認められたという認識であります。したがいまして、今回のことについてはどこに誰がどんな責任を持つかということについては、言いかえればみんなで考えて、将来にさらにツケを残さないように前向きに取り組んだ結果が、ある意味目に触れたということありますので、責任の所在を云々という事案ではないというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。どうしてもということありましたら、これは退職した人でありますし、そういうことを決定したときの最高の責任者は、当時の福祉こども部長とそれから予算査定で一番の責任者であります当時の総務部長、いわゆる私でありますがその決定のところにおった一番の責任者はこの両名であろうかと思います。

平成 28 年 12 月 5 日 本会議議事録 P 68

◎副市長（福井 齊君） 今、議員から御紹介のありました今回の監査委員からの御指摘につきましては、市としても重く受けとめておるところでございます。既に市と社会福祉協議会とでこの事務処理の適正な在り方について検討し始めておりますので、今議会の福祉健康委員会の場をおかりしまして、現段階での協議の進捗状況を御報告できればというふうに思っております。

また、過去にさかのぼっての責任の所在についてということでございます。こちらについては、この制度が始まったのが、私自身がこの市に奉職する以前から始まっておりまして、大変古いということになります。したがいまして、過去の記録の保管状況あるいは関係者からの考え方の聞き取りなど、なかなか難しいということが想定されますので、十分なことができるかわかりませんが、できる限りの調査をしていきたいというふうに考えております。

様式第 4

一宮 6-2

行政文書非公開決定通知書

31一宮福祉発第2234号
平成31年1月18日

様

一宮市長 中野 正康 印



平成31年1月4日付けで公開の請求がありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしましたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	①平成28年度12月5日一宮市議会本会議で服部議員の質問に対し福井副市長は「既に社会福祉協議会とでこの事務処理の適正な在り方について検討し始めております」(本会議議事録p68)との発言があったが、検討回数・検討内容・報告者等ある関連資料全て ②生活資金制度事務取扱要領8.報告の「生活資金貸付事業実績報告書」(様式第7号)不備があるため修正指示済のことであったが修正資料すべて ③生活資金制度事務取扱要領6.償還金の支払い免除(2)で調査委員会で審議のうえ、市長の承認を得なければならないとあるが申請書および承認書あるものすべて ④福祉金庫資金融資貸付要綱第3条規定の社会福祉協議会の毎年度の貸付状況を市へ報告するものとする、の報告書全て
請求書受理年月日	平成31年1月4日
公開しないこととした理由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開請求に係る行政文書を保有していないため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第7条第1項第号に該当するため。 <input type="checkbox"/> 一宮市情報公開条例第9条に該当し、存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するため。

一宮市生活資金貸付制度要綱

3. 債 権 者

前項の社会福祉法人一宮市社会福祉協議会は、この要綱に定める行為（委託業務）中、借受人に対して債権者の地位にあることを確認する。

生活資金制度事務取扱要領

6. 債還金の支払免除

(1) 生活資金貸付要綱に定めのある債還金の一部または全部の支払免除については、当該借受人および保証人がともに次の要件を具備しているものとする。

- ア、死亡、または行方不明後3年以上経過しているとき。
- イ、その他、特に必要と認めるとき。

(2) 前号による債還金の支払免除の決定については、調査委員会で審議のうえ、市長の承認を得なければならない。

8. 報 告

社会福祉協議会は、前項に定める会計年度の「生活資金貸付事業実績報告書」（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

福 祉 金 庫 資 金 融 資 貸 付 要 綱

(報告その他)

第3条 協議会は当該年度の貸付状況を翌年度の5月末日までに市へ報告するものとする。

2 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市と協議会で協議により定める。

消防デジタル無線談合

公取作成 沖電気担当者供述調書

+ 設計会社に働きかけした 内部メール入手

「代理店等」と契約した岐阜県内6消防本部ならびに尾三消防組合に対する消防デジタル無線談合の住民訴訟を岐阜地裁・名古屋地裁に提訴しました。現在非公開で行う進行協議を続けています。

公取作成の沖電気 供述調書を閲覧

本件談合は公正取引委員会が4社に課徴金納付命令を出していますが、沖電気をはじめとする3社は争わず確定しました。一方、富士通ゼネラルは課徴金納付命令の取消を求めて提訴中です(東京地方裁判所 平成29年(行ウ)第356号事件)

名古屋市民オンブズマンの代理人弁護士は、利害関係人として東京地裁に閲覧申請し、許可されました。

公取が東京地裁に提出した資料には、沖電気の供述調書が多数含まれており、当該裁判に關係する部分を写真撮影・謄写申請しました。

沖電気「5社間受注調整に従って、 設計会社に働きかけた」

供述調書を読んだところ、談合5社間で受注調整が行われ、発注者や設計会社に対する営業活動を行い、仕様書の内容が納入予定メーカーに有利になるよう働きかけたことが実名で記載されていました。

山県市と中濃 沖電気・代理店・設計会社とのメール を入手

供述調書とは別に、山県市と中濃消防組合に関しては、上記供述調書を裏付けるような、沖電気・代理店・設計会社とのメールのやりとり(具体的個人名は非公開)が、名古屋市民オンブズマンあてに送られてきていたので、裁判所に書証として提出し、これらメールが沖電気・代理店に残っているかどうか求釈明をしました。

訴訟が一気に進展しました。今後もご注目下さい。

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ*

2019年4月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
4	17	水	10:30-	岐阜県内消防組合デジタル無線談合 住民訴訟弁論準備(非公開)	岐阜地裁
4	22	月	10:35-	一宮市民生委員費用弁償住民訴訟弁論	名古屋地裁 1102号法廷
4	22	月	14:00-	名古屋城文化庁訪問時面談記録 情報公開訴訟弁論	名古屋地裁 1102号法廷
5	20	月	11:30	尾三消防組合デジタル無線談合住民訴訟 弁論準備(非公開)	名古屋地裁

*第1火曜日ごろ 午前11時～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」